

用語解説

★ 環境基準

人の健康の保護及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、国が定めている基準。大気、水質、土壤、騒音について基準が設定されている。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。

★ 京都市環境保全基準

京都市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで、維持することが望ましい基準として、京都市が独自に定めている基準。

なお、この基準については、可及的速やかに達成するよう努め、既に達成されている場合にあっては、現状を維持するよう努めるものとしている。

★ 自動車の走行に起因する大気汚染物質

○ 窒素酸化物 (NO_x)

ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の形で大気中に存在する。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。

二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

○ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のもの。

大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

○ 一酸化炭素 (CO)

石油や石炭等の炭素を含む燃料が不完全燃焼を起こしたときに発生する。

血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害し、めまい、頭痛、吐き気などの一酸化炭素中毒を引き起こす。

★ 大気環境測定データ

○ 1時間値

正時（00分）から次の正時までの1時間の間に得られる測定値。

測定機器の保守や故障等による欠測（正常な測定値が得られない状態がない場合）がない場合、1年間で 8760 個（24 時間 × 365 日）あるいは、8784 個（閏年）の1時間値が得られる。

○ 1時間値の1日平均値（「日平均値」又は「1日平均値」）

一日の1時から24時までの時間帯で得られた1時間値の総和を、測定時間で除した値。

1日のうちに5時間以上の欠測がある日の1日平均値については、信頼性に欠けるため、「欠測日」として扱われる。

1年間で欠測日がない場合、365 個あるいは 366 個（閏年）の日平均値が得られる。

○ 月(年)平均値

月(年)間にわたるすべての1時間値の総和を、測定時間数で除した値。

○ 年間98%値

1年間に測定された全ての日平均値(欠測日を除く。)を、1年間での最低値を1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、最低値から数えて98%目の日数に該当する、日平均値。

(例)

365個の日平均値がある場合 $365 \times 98\% = 357.7$

最低値から数えて358番目(四捨五入後)の測定値。

○ 2%除外値

1年間に測定された全ての日平均値(欠測日を除く。)を、1年間での最高値を1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、最高値から数えて2%目の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

(例)

365個の日平均値がある場合 $365 \times 2\% = 7.3$

最高値から数えて8番目の測定値。

★ 大気汚染に係る環境基準の評価方法

大気汚染の状態を環境基準に照らして評価する方法には、大きく分けて短期的評価と長期的評価の二通りの方法がある。

○ 短期的評価【浮遊粒子状物質、一酸化炭素】

環境基準と「1時間値」又は「1時間値の1日平均値」とを比較して評価する。

○ 長期的評価【浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素】

環境基準と「年平均値」や「年間98%値」、「2%除外値」とを比較して評価する。